

尾道市保育所等従事者支援金給付要綱を次のように定める。

令和3年3月4日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市保育所等従事者支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令時に多くの活動が自粛された中、行政の要請により施設運営を継続する必要がある保育施設等の業務に従事し、相当程度心身に負担を負いながら、現場で児童の健康を守り、運営継続に尽力した職員に対して、尾道市保育所等従事者支援金（以下「支援金」という。）を支給するため、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市内の次に掲げる施設又は事業（以下「給付対象施設等」という。）において、継続して業務に従事した者。ただし、尾道市立保育所又は尾道市立認定こども園の正規職員を除く。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業

カ 法第59条の2第1項に基づき、本市に届出がなされた認可外保育施設

キ 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

ク 法第41条に規定する児童養護施設

ケ 法第43条の2に規定する児童心理治療施設

コ 法第38条に規定する母子生活支援施設

(2) 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、給付対象施設等で利用者である子ども又はその保護者と接する状況下において、月4日以上勤務した期間が6か月以上ある者

(3) 令和3年3月1日時点において、当該給付対象施設等の業務に継続して従事している者

2 支援金の給付は、1人につき1回に限るものとし、国、都道府県及び市町村から当該支援金と同様の趣旨である他の給付金等を受給した者は、給付対象者から除くものとする。

(支給の申請)

第3条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尾道市保育所等従事者支援金申請書兼請求書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(代理申請)

第4条 申請者は、前条の規定にかかわらず、給付対象施設等に勤務している場合は、当該施設の設置者、管理者又は運営者（以下「代理申請者」という。）に申請を委任することができる。この場合において、代理申請者は、尾道市保育所等従事者支援金申請書兼請求書（代理申請）（別記様式第2号）に委任状（別記様式第3号）を添えて、市長に申請しなければならない。

(申請受付期間)

第5条 支援金に係る市の申請の受付期間は、令和3年3月4日から同月31日までとする。

(支給の額)

第6条 支援金の額は、支給対象者1人につき3万円とする。

(支給の決定等)

第7条 市長は、申請者又は代理申請者から支援金の申請があったときは、内容を確認の上、支給の可否を決定し、尾道市保育所等従事者支援金支給決定通知書（別記様式第4号）又は尾道市保育所等従事者支援金支給決定通知書（代理申請）（別記様式第5号）により通知するものとする。

(代理受領)

第8条 申請者が代理申請者に申請を委任した場合には、当該代理申請者が支援金を代理受領するものとする。

(代理受領時の支払期限)

第9条 代理申請者が支援金を代理受領した場合には、代理申請者は、申請者に対し、現金又は口座振込みにより受領後1か月以内に支援金を支払わなければならない。

(支払報告)

第10条 代理申請者が支援金を代理受領した場合には、代理申請者は、申請者に対し支援金を支払ったことについて、支払報告書(別記様式第6号)に代理受領に係る受領書(別記様式第7号)を添えて、代理受領の後2か月以内に市長へ報告しなければならない。

(支援金の支給に関する周知)

第11条 市長は、支援金の支給に当たり、支給対象者の要件、支給金額、申請の方法、申請の受付期間等の概要について、市ホームページその他の方法により市民等への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から申請受付期間内に申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 支援金の申請後に申請書等の不備が発覚し、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が指定した期限までに申請書等の補正が行われないうときその他申請者の責めに帰する事由により支給できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支援金の返還)

第14条 市長は、支援金の支給を受けた者が偽りその他の不正な手段等により支援金の支給を受けた場合は、支援金の支給の決定を取り消すとともに、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行する。